

■国民健康保険に加入していますが、病院の窓口で3割の負担が大変で、病院に行くことができません。病院での窓口負担を免除してもらえないのでしょうか。

■国民健康保険法第44条

保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
 - 二 一部負担金の支払を免除すること。
 - 三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。
- 2 前項の措置を受けた被保険者は、第42条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、前項第1号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第2号又は第3号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。
- 3 第42条の2の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

■宇治市国民健康保険給付規則第8条

一部負担金の減免又は支払の猶予を受けようとするときは、被保険者は、別記様式第5号による申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その必要を審査し、別記様式第6号による証明書を申請者に交付する。

上記のように、「国民健康保険法」で、「特別の理由」がある被保険者には、病院窓口での一部負担を減額・免除することができると定められており、宇治市でもこの法律を受けて、「宇治市国民健康保険給付規則」で、減免・猶予について定めています。

3割の一部負担の支払いが困難なことがあれば、具体的な理由を示して、国民健康保険の窓口で相談をしてみてください。

「特別の理由」があると認められた場合、減免・猶予されます。